

## 《健康保険の被扶養者になるための条件》

健康保険の被扶養者になるためには、世帯関係や収入基準および高島屋健康保険組合の「被扶養者認定基準」等の条件を満たす必要があります。

- ◆認定申請をする前に必ず内容をご確認ください。
- ◆虚偽の申請、又は故意による届出をしなかった事実が判明した場合は、被扶養者の資格を取り消し、その間の健保組合が支給した費用（医療費・保健事業費）はすべて返還請求いたします。

### 主として被保険者に生計を維持されていること

被扶養者となるには、「主として被保険者に生計を維持されていること」が原則で、一般には被扶養者の生活費の半分以上を被保険者が負担し、現在（または一時的）だけでなく将来にわたって安定的に・継続的に維持されている状態をいい、被扶養者に収入がある場合は以下の基準により判断します。

厚生労働省通達に基づく収入限度額

年齢	年間収入	月額	日額換算
60歳未満	130万円未満	108,334円未満	3,612円未満
60歳以上 *	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満

\*障害厚生年金の受給要件該当者は60歳以上と同じ

#### 被扶養者の範囲 A・B 共通

★被保険者と同一世帯に属している場合（以下全てに該当すること）

1. 被扶養者の年間収入が厚生労働省通達に基づく限度額未満であること
2. 被扶養者の年間収入が被保険者の年間収入の1/2未満であること
3. 主として被保険者の収入によって生活をしていること

#### 被保険者の範囲 A

★被保険者と同一世帯に属していない場合（以下全てに該当すること）

※被扶養者が国外で居住している場合は、渡航理由が留学やボランティア等就労以外の目的で、一時的な場合を除き、認定できない場合があります。

1. 被扶養者の年間収入が厚生労働省通達に基づく限度額未満であること
2. 被扶養者の収入が被保険者からの仕送り額より少ないこと
3. 主として被保険者の収入によって生活をしていること

#### 同一世帯とは

住居及び家計を共にしている状況をいいます。具体的には、同じ住居に住んで家庭生活において一つの経済単位を持つことです。以下の場合、住所が同じであっても同一世帯とは認められません。従って「別居」と申告の上「仕送り証明書」の提出が必要になります。

ただし、被保険者の会社都合の単身赴任や学生で就学のため親元から離れて暮らす場合などは、「仕送り証明書」の提出は不要です。

#### 同一世帯には該当しない世帯

- ・同じ屋根の下で暮らしているが、家計が別々の場合（二世帯住宅など）
- ・同じマンションの号室違いで居住している場合
- ・別に居住できる場所があり、2箇所以上の家を頻繁に行き来している場合

## 年間収入とは

- ・扶養者の収入調査（検認）時の収入は1月1日～12月31日の1年間分とし調査時の前年収入額とする。
- ・年度の途中からの扶養認定申請の際は今後1年間の収入を概算とする。
- ・失業給付金は日額×360日で換算する。
- \*収入には、老齢基礎年金、老齢厚生年金、遺族年金、障害年金、企業年金（一時金で受け取る場合は除く）、公務員共済年金、個人型確定拠出年金、給与収入、不動産賃貸収入、事業収入、出産手当金、傷病手当金、失業給付金などがあります。

## 《事業所得の収入の考え方》

健康保険における、自営業者等の収入については、所得税の必要経費の控除対象項目と異なり、「総収入から「直接的必要経費」を差し引いた額」となっております。（なお、給与収入者については、「総収入」にて判断することとなっております、必要経費は一切認められておりません）

\*直接的経費とは、例えば「生産活動に要する原材料等の費用」（具体的にはケーキ屋さんの小麦粉、卵等）

売上原価、給与賃金（支払対象が本人・親族の場合のみ）、水光熱費（住居と一緒にの場合は1/2）、修繕費、消耗品費、広告宣伝費を総収入から差し引いた額となります。

（減価償却費、青色申告特別控除、引当金、租税公課、交際費などは控除対象として認められません）

## 《仕送り証明》

離れて暮らしている家族が、被保険者からの仕送り額で生活しているかどうかを公平に判定するために、生活費は原則として**毎月送金すること**が認定条件に含まれます。

数か月分まとめて送金することや手渡しでは内容が確認できないため認められません。被扶養者認定申請時、被扶養者調査（検認）時は仕送り証明を直近3ヶ月分の提出が必要です。

ただし、被保険者の会社都合の単身赴任や就学のために離れて暮らす家族の場合は不要とします。

\*仕送り証明は銀行振込控など送金人と受取人のわかるものがが必要です。

\*介護施設の毎月の入居費用の負担なども生活のための生計維持とみなします。

## 《雇用保険を受給する場合》

認定対象者が退職した事由で扶養認定を受ける場合で、雇用保険の失業給付受給資格がある方の取扱いは次の通りです。

・失業給付を受給するまでの待機期間及び給付制限期間中は、被保険者により主として生計維持されている場合は、被扶養者申請は可能です。

詳しくは・・・「ご家族が退職されたことにより被扶養者認定申請をされる方へ」でご確認ください。

## 《傷病手当金・出産手当金を受給する場合》

認定対象者が勤めていた会社の医療保険者から「傷病手当金」「出産手当金」を継続して受給している方はその額も収入に含まれます。

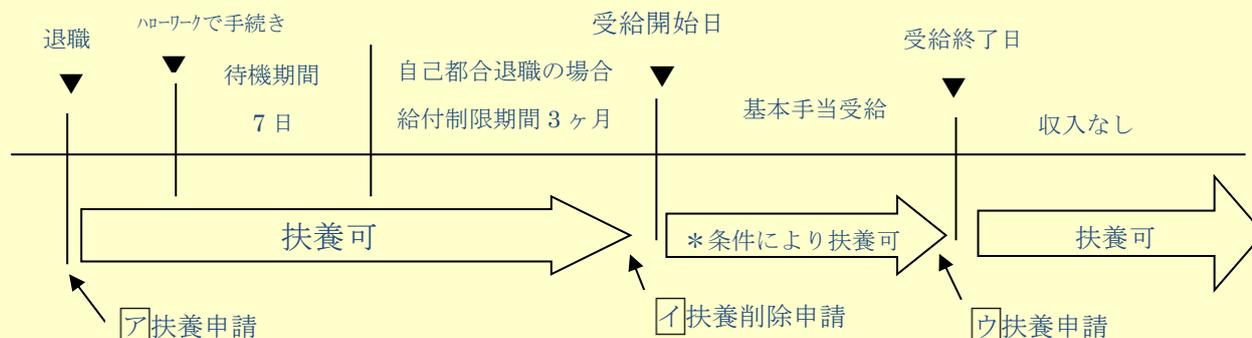
## ご家族が退職されたことにより被扶養認定申請をされる方へ

高島屋健康保険組合

ご家族が会社を退職され高島屋健康保険組合の被扶養者として認定申請をされる場合の手続きについてのご案内です。

### 《退職後の基本的な流れ》

(下記の流れは自己都合退職時を原則としています。受給延長やその他の退職時は別途お問合せください。)



\*条件とは

原則、受給する基本手当日額が3,612円(60歳以上の方は5,000円)未満で、かつ基本手当日額に360日を掛けた額が被保険者の年収の1/2未満である場合。(但しこの条件に限らない場合があります)

### 《各申請時の必要提出書類》(下記の書類を揃えて各店・各事業所 HAL 窓口(任継者は直接健保)にて手続きを行ってください)

#### ア 退職後の扶養申請

①被扶養者届(台帳)

②失業給付関係書類(下記に該当するいずれかの書類)

- ・失業給付を受給する場合→**受給手続き完了後に「雇用保険受給資格者証」両面写し**
- ・失業給付受給延長する場合→**受給延長手続き完了後に「離職票1,2」及び「受給延長受理書」写し**
- ・失業給付を受給しない→**前職場より受領後に「離職票1,2」写し**

但し、**前職の退職証明**で手続きを進めることも可能とします。(必要書類の注意点ア②参照)

③マイナンバーの記載の無い世帯全員の住民票(続柄記載あり、直近3ヶ月以内の原本)

④念書

⑤状況届(必要に応じて)

⑥その他(状況に応じて別途書類の提出を求める場合があります)

#### イ 受給開始後の扶養削除申請

①被扶養者届(台帳)

②雇用保険受給資格者証(両面)の写し

※あわせて該当者の保険証を返却してください

#### ウ 受給終了後の扶養申請

①被扶養者届(台帳)

②支給終了印のある「雇用保険受給資格者証(両面)の写し

③マイナンバーの記載の無い世帯全員の住民票(続柄記載あり、直近3ヶ月以内の原本)

④状況届(必要に応じて)

⑤その他(状況に応じて別途書類の提出を求める場合があります)

## ◀認定申請ア、ウ時の基本的な流れ▶

1. ア認定対象者(扶養に入れようとするご家族)が退職またはウ失業給付の受給終了  
ア【前職資格喪失日＝扶養認定日】を希望の場合は退職時に前職の「退職証明書」を入手しておいてください。
2. 被扶養者認定申請(各店・各事業所 HAL 窓口)を行う。(任継者は直接健保組合へ)

### \* 必要書類の注意点

#### ・ア②について

原則、申請事由(退職)が起こった5日以内に認定申請書類一式を健保組合で受付けた場合に限り、

**旧健康保険の資格喪失日＝当健保の扶養認定日とすることができます。**(それ以降は健保受付日＝扶養認定日となります。)

しかし、離職票1、2等が退職者の手元に届くのが5日以降になることが一般的であるため、離職票1、2等の写しの代わりとして取り急ぎ退職したことがわかる証明書(前職の退職証明)を申請時に添付していただくことにより、上記の認定日といたします。

但し、離職票1、2等が手元に届いた時点で速やかに写しを提出していただくことが必要です。

#### ・ア④について

これは失業給付の離職票等の原本でなく写しを提出することにより、認定後の失業給付の受給等に関する確認書類です。

3. 健保組合→認定審査を行います
4. 健保組合→認定基準に達している場合は所定の認定日で認定を行い保険証を交付します。
5. 健保組合→各店・各事業所 HAL 窓口(任継除く)を通じて、被保険者に保険証、交付簿、念書(写し)(ウ時は除く)を送付します。
6. 被保険者→交付された保険証の内容を確認し、交付簿に受領印を押印し各店・各事業所 HAL 窓口(任継除く)を通じて健保組合に提出してください。
7. 被保険者→念書に記載された事項および、扶養認定基準から外れるなど変更が生じた場合は速やかに手続きを行ってください。

\* 失業給付の受給待機期間及び給付制限期間も被扶養者として認定することができますが、**失業給付の受給が開始されま**  
**すと被扶養者から削除していただくこととなります。**(受給開始日より削除します)

万一届出が遅れた場合は受給開始に遡って削除することになり、その期間に掛かれた医療費は返還頂くこととなりますので、  
ご了承ください。

手続きに関するご不明な点等はお気軽にお問合せください。

### 【お問合せ先】

高島屋健康保険組合  
ダイヤルイン 06-6631-1383  
ローズネット 8-21-5311  
毎週水曜日・日曜日定休日  
受付時間 10:00～18:00

## 被扶養者認定に必要な提出書類一覧表

【この表の見方】

★記号について ◎必ず提出 ○該当する方は必ず提出

★提出書類について 必ず裏面の注意事項等を参照してください。

★①扶養状況を確認する書類 ②収入を確認する書類 ③その他事項を確認する書類

高島屋健康保険組合

認定対象者の状況	書類番号	提出書類の名称	続柄	配偶者	子			父母・祖父母		兄弟姉妹・孫	書類の入手先 「被保険者勤務先総務部」となっている書類は高島屋健保組合ホームページからも取得できます。	
					新生児	義務教育終了前	義務教育終了後	(血族) 祖養実父母	(姻族) 祖義実父母			
① 全員必ず提出する書類	1	被扶養者届(台帳)＜認定＞		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	被保険者勤務先総務部	
	2	扶養状況届		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	被保険者勤務先総務部	
	3	マイナンバーの記載のない世帯全員の住民票(世帯主・続柄記載あり)		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	市区町村	
	4	在学証明書(直近のもの)		○			○			○	認定対象者の在学学校	
② 収入なし	前年から無収入	5	所得証明書		○			○	○	○	市区町村	
		雇用保険加入者	6	雇用保険離職票1・2の写し又は雇用保険資格喪失確認通知書(写)		○			○	○	○	認定対象者が退職した会社
			7	念書(失業給付用)		○			○	○	○	被保険者勤務先総務部
		雇用保険未加入者	8	退職証明(雇用保険未加入であることが記載されたもの)又は雇用保険未加入証明書		○			○	○	○	認定対象者が退職した会社
			9	雇用保険受給資格者の写し		○			○	○	○	公共職業安定所
	公務員	退職票交付有	10	国家公務員等退職票の写し又は失業者の退職手当受給資格者の写し		○			○	○	○	認定対象者が退職した会社
			7	念書(失業給付用)		○			○	○	○	被保険者勤務先総務部
	退職票交付無	11	退職証明(雇用保険未加入であることが記載されたもの)又は雇用保険未加入証明書		○			○	○	○	○	認定対象者が退職した会社
		12	廃業届の写し(税務署の受付印のあるもの)		○			○	○	○	○	認定対象者が保管
	収入あり	自営業(個人経営)等廃業	5	所得証明書		○			○	○	○	市区町村
			13	雇用契約書の写し又は今後一年間の収入見込書		○			○	○	○	○
		パート/アルバイト	14	連続した直近3ヶ月分の給与明細書の写し		○			○	○	○	○
15			直近の確定申告書(控)と収支内訳書の写し(税務署の受付印のあるもの)		○			○	○	○	○	認定対象者が保管
自営業/農業/個人事業等		16	年金振込通知書又は年金額改定通知書の写し(いずれか最新のもの)		○			○	○	○	○	認定対象者が保管(年金事務所)
		5	所得証明書		○			○	○	○	○	市区町村
各種年金/恩給		5	所得証明書		○			○	○	○	○	市区町村
利子/配当/その他	17	最新の支払通知書の写し		○			○	○	○	○	関係先	
③	被保険者と別居又は同一世帯に居住していない(世帯主が同じでない)	18	仕送り証明(直近3ヶ月の送金者と受取人のわかるもの)		○	○	○	○	○	○	○	被保険者が保管
		3	マイナンバーの記載の無い別居世帯の世帯全員の住民票(世帯主・続柄記載あり)		○	○	○	○	○	○	○	認定不可 市区町村
	医療費の公費助成がある方	20	最新の証書又は障害者手帳の写し		○	○	○	○	○	○	○	市区町村
	任意継続保険資格を喪失した方	21	健康保険資格喪失証明書		○			○	○	○	○	加入していた健保組合
	被保険者以外に被扶養義務者がいる場合	22	その方の収入を証明する書類		○	○	○	○	○	○	○	状況によりその方の勤務先又は市区町村
	住民票で被保険者との続柄確認できない場合	19	戸籍謄本		○	○	○	○	○	○	○	市区町村

\* 提出書類に不足又は不備があったときは、この表の書類以外に別途追加書類の提出を求められることがありますのでご了承ください。

\* ご提出いただく書類は公平かつ公正に被扶養者認定の審査を行うために使用するものであり、目的以外に使用することは一切ありません。

\* 写しと記載していない書類は原則原本を添付してください。万一原本の返却がご希望の場合はこちらでコピーを取らせていただき原本はお返しいたします。

その際は「原本返却希望」とご記載ください。

\* 写しと記載している書類は必ずモノクロコピーをお願いします。(カラーコピー不可)

2015.10

## 【提出書類の使用目的と注意事項について】

2015.10

書類番号	書類名等	使用目的および注意事項
1	被扶養者届(台帳)	認定対象者の氏名、生年月日、続柄、収入他必要事項をすべてご記入ください。 特に認定対象者の氏名は楷書で丁寧に記載ください。 *被保険者が再雇用者の場合は再雇用者専用の「被扶養者届(台帳・再雇用者認定専用)」をご使用ください。 *任意継続保険被保険者の場合は任意継続専用の「被扶養者届(台帳・任意継続者認定専用)」をご使用下さい。
2	扶養状況届	被保険者の家族との関係、家族の収入状況、家族の生活費の援助やその内容を詳しくお伺いし、「被扶養者」としての要件を満たしているかを総合的に審査するために使用します。
3	マイナンバーの記載の無い世帯全員の住民票	同居、続柄、世帯構成(他の扶養義務者)等の確認のため使用します。 健保で受付けた日を基準に3ヶ月以内に交付された世帯全員で世帯主、続柄が記載されたものの原紙
4	在学証明書	義務教育終了以上～22歳以内の扶養者の収入証明として使用します。 但し、22歳以上の学生の場合は別途収入証明の添付も必要です。
5	所得証明書	収入が無いこと、又は収入が認定基準内であることを確認するために使用します。 市区町村長発行の所得(収入)に関する証明書 所得(収入)が0円の場合は0円であることを証明するものをご提出ください。収入内訳が省略されている証明書は不可とします。
6	雇用保険離職票1・2の写し又は 雇用保険資格喪失確認通知書の写し	・離職票交付を全職場に希望しなかった場合→雇用保険離職票1・2 ・離職票交付を前職場に希望しなかった場合→雇用保険資格喪失確認通知書 (雇用保険料が給与から天引きされていた方であれば、いずれか必ず交付される)
7	念書(失業給付用)	失業給付の受給する意思の有無を確認するために使用します。(失業給付受給要件を満たしなくても要提出)
8	退職証明(雇用保険が未加入のとき)	退職されたことを確認するため。雇用保険が未加入の場合は未加入であることが記載されたもの
9	雇用保険受給資格者証の写し	失業給付の受給が終了したことを確認するために使用します。 <b>「支給終了」</b> と印字されたものの両面コピーを添付してください。
10	国家公務員等退職票の写し、又は 失業者の退職手当受給資格者証の写し	雇用保険法と同等の国家公務員等退職手当法による退職手当が支給されるかどうかを確認するために使用します。
11	退職証明 (国家公務員等退職票が交付されないとき)	雇用保険法と同等の国家公務員等退職票が交付されていないことを確認するために使用します。
12	廃業届の写し	廃業し収入が無くなったと確認するために使用します。必ず税務署の受付印のあるものの写しを添付してください。
13	雇用契約書の写し又は 今後一年間の収入見込書	認定申請から一年間の収入見込額を確認するために使用します。働きはじめたばかりで14.給与明細書の写しが添付できないときは、13のいずれかの書類を添付してください。なお、雇用契約書には <b>時給(又は日給)、1日の勤務時間及び1ヶ月の勤務日数、1ヶ月に支給される交通費などの諸手当額</b> を必ず明記してください。
14	連続した直近3ヶ月分の給与明細書の写し	
15	直近の確定申告書(控)の写しと 収支内訳書の写し	自営業や農業、個人事業等の収入や所得額、経費等を確認するために使用します。
16	年金振込通知書の写し又は年金額改定通知書の写し(いずれか最新のもの)	年金(障害・遺族等)、恩給など受給している全てが対象です。これから受給する方、受給金額が変更となる方はそれらを反映された「年金見込額照会回答書」を添付してください。
17	利子/配当/その他の支払通知書の写し	最新のものを添付。収入額を確認するために使用します。
18	仕送り証明	被扶養者の生計を維持するために、定期的に継続して仕送りしていることを確認するために使用します。 連続した直近3ヶ月分の証明を添付(まとめた送金や手渡しは不可とし、送金者、受取人のわかるものを添付してください。 但し、会社都合により単身赴任の場合は不要。子が全日制の学校で進学による別居の場合は在学証明書で可。
19	戸籍謄本	住民票で被保険者と認定対象者の続柄を確認することが出来ない場合に提出を求めることがあります。
20	医療費の公費助成	乳幼児医療費受給者証も対象。医療費助成の有無を確認するために使用します。
21	健康保険資格喪失証明書	重複して医療保険に加入していないことを確認するために使用します。
22	その方の収入を証明する書類	現在の扶養状況や被保険者に扶養されるべきであることを確認するために使用します。

\* 写しと記載されていない書類は原則原本が必要です。

\* 各書類は原則直近3ヶ月以内に交付されたものを添付してください。